

関東学院六浦中学校・高等学校

いじめ防止基本方針

関東学院六浦中学校・高等学校

第1章 いじめに関する本校の考え方

1. 基本理念

本校は、キリスト教に基づいた学校教育を行います。すなわち「一人ひとり神から愛された、かけがいのない存在である」という聖書の間観に基づいて、自己の存在・人格を肯定し、他の人の存在・人格を尊重する人間の育成を目指した教育を行うことを、神から委託された使命としています。自分とは違う賜物を持つ他者を受け入れ、互いに認め合うことにより、本校の教育に関わる全ての人自分らしく生きることをゆるされ、本当の平和が実現されます。これは、イエス・キリストのような人になり、人のため、社会のため、人類のために尽くすことを示す、「人になれ 奉仕せよ」という校訓に示された教育の姿勢です。

いじめは、こどもの将来にわたって深く痛みや傷を負わせるものであり、誰にも起こりうる事柄であり、命に関わる危険な状況を生み出すものです。しかし、すべての人がいじめの被害者にも、加害者にもなりえます。ですから、いじめ防止に取り組み未然に防止することと、もしもいじめが発生した場合に解決を図る時にも、学校全体でこの問題に取り組みます。神の前に立つ一人の人間として、あるべき姿を求めて生きることを忘れてはならないからです。

この理念に基づき、いじめ防止基本方針を定めます。

2. いじめの基本認識

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む生徒はいない。」という基本認識にたち、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の各項は教員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
 - いじめは、大人に気づかれにくいところで行われることが多く発見しにくい。
 - いじめは、いじめる側に問題がある。
 - いじめは、他人を傷つけることはもちろん、自分をも傷つける行為である。
 - いじめは、被害者などだけでなく、観衆や傍観者も含めた所属集団の問題である。
 - いじめは、家庭の教育の在り方に大きな関わりをもっている。
 - いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべきものである。
-

4. いじめ防止・対応のための組織

(1) 組織の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等を実効的に行う組織は、教頭を加えた生活指導部会がこれにあたる。必要に応じ構成員を増員することがある。

(2) 役割

- いじめ防止基本方針の見直し
- いじめの未然防止
- いじめの対応
- 教職員の資質向上のための校内研修
- 年間計画の企画と実施
- 年間計画進捗のチェック

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、学校全体に人権尊重を徹底する精神が行き渡っている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を総合的に推進する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2. いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員研修の充実を図る。生徒に対しては校内のいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を推進する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために本校では、普段から挨拶の励行を呼びかけるとともに、あらゆる場面において生じる人間関係で基本となるコミュニケーション能力の育成を図る。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、まずすべての生徒が参加・活躍できる「わかる授業づくり」を推進する。また、授業以外の行事においても生徒一人ひとりが参加・活躍できる集団づくりを推進し、集団の一員としての自覚や自信を育むことでストレスの軽減につながるとともに互いに認め合える人間関係・

学校風土を生徒自ら作り出していけるように注意する。

- (4) また、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうるということを常に意識する。
- (5) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、学級活動・クラブ活動・生徒会活動等を通じ社会性を育み、自分を認め、他者を認める気持ちの大切さを身に付けさせる。

第3章 いじめの早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、より良い集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

*生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないこと

- ①生徒一人ひとりの日々の様子を観察する。
- ②学級内・クラブ内等の集団を観察する。

*教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有すること

2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは学期に1回実施し、早期発見に努める。日常の観察としては、休み時間・昼食時・放課後等の生徒の動きに目を配る。また生徒・保護者と情報のやり取りが自然な形で行われるように環境づくりをする。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、「スコラ手帳」等の活用と積極的な電話の対応、家庭訪問、面談期間の活用等をさらに充実させる。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、保健室やカウンセリングルームの利用、電話相談窓口の案内等を活性化する。
- (4) 学年だより、学年懇談会等により、相談体制を広く周知する。またアンケート等により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて公正・適切に取り扱う。

第4章 いじめへの対応

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

発見・通報を受けた場合、遊びや悪ふざけなどと区別しにくいことが多い。また、生徒や保護者からいじめの疑いの相談がある場合も、事実確認のため、まずは真摯に受け止める些細な兆候であっても、その疑いがある行為には、速やかに組織的に対応する。

その際、被害生徒を守るだけでなく、加害生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、学校が行う教育上の指導により十分な効果を上げることが困難な場合においては、関係機関・専門機関と連携をとり、適切に助言を求める。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) 教職員は一人で抱え込まず、情報を共有するため、些細な兆候であっても真摯に向き合い、まずは学年会議などの場で話題にし、いつでも集団でかかわれる体制をとる。
- (2) いじめが重大事態である場合、校長は、事実確認の結果を本校設置者たる学校法人関東学院に報告する。
- (3) 学校の指導のみでは、十分な効果を上げることが困難な場合、児童相談所、所轄警察署等に、相談・通報し、適切に助言を求める。

3. いじめられた生徒またはその保護者への支援

- (1) 別室指導・出席に関する柔軟な措置により、いじめが生徒の教育を受ける権利を阻害しないように努める。
- (2) 家庭訪問等によりできるだけ迅速に被害生徒の保護者に事実関係を伝える。その際も、被害生徒・保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝

え、できる限り不安を取り除き、生徒の安全を確保するように努める。

- (3) 状況に応じて、心理や福祉の専門家など外部専門家の協力を得る。

4. いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

- (1) いじめた生徒に対し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置として、複数の教職員が連携し、必要に応じ心理や福祉の専門家など外部専門家の協力も得て指導を行う。
- (2) いじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、同調したり傍観して見過ごすこともいじめへの加担であることを理解させる。そして、いじめを許さない集団の雰囲気を醸成していくように指導する。
- (2) すべての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、日常的に学習面以外の行事、クラブ活動等を通して常に望ましい人間関係の構築を意識させるよう働きかける。

6. インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等に対する必要な措置として、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- (2) プロバイダに対して速やかに削除を求めるなどの措置を講じる。その際、必要に応じて、法務局や所轄警察署等、外部機関と連携することとし、適切に助言を求める。
- (3) 情報モラル教育を推進するため、情報の授業や携帯電話・スマートフォン等の利用についての学習会（講演会）を利用し、生徒のみならず、保護者にも理解を求めていく。同時に、教職員の知識、対応能力の向上に努める。

第5章 その他

- (1) 組織的な指導体制をとる中で、いじめ問題等に関する指導記録や情報資料を保存し、適切に引き継ぎ、適宜、情報提供できる体制を維持する。

- (2) 校内研修の充実を図るうえで、現場の状況・アンケート結果等を参考にできるだけ現状に即した内容の研修を実施する。
- (3) いじめはいつでもだれでもが関わる可能性を有する事象であることから、特定の教職員に過重な負担がかからないように、校務全般の効率化を図る。
- (4) 学校教育全般にわたって、日常的に学校と家庭が組織的に連携・協働できる体制を構築する。

※附則

この方針は、2015年（平成27年）11月1日より実施する